

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

告 示

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (共同企画社会推進課) 一
- 有害図書類の指定 () 同 () 一
- 生活保護法による医療機関の指定 (社会福祉課) 二
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出 () 同 () 二
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出 () 同 () 三
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出 () 同 () 三
- 生活保護法による施術者の指定 () 同 () 三
- 道路の区域変更 (道路課) 四
- 都市計画決定の図書の写しの縦覧(三件) (都市計画課) 四
- 土地改良区役員の就任の届出 (北部地方振興事務所) 四
- 土地改良区の定款変更の認可 () 同 () 五
- 土地改良区の管理規程の認可(二件) () 同 () 五
- 土地改良区役員の就任及び退任の届出 (東部地方振興事務所) 五
- 漁業法第十一条第四項に基づく公聴会の開催 (宮城海区漁業調整委員会) 六

○宮城県告示第六百七十二号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告示する。

平成二十三年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 さくらんぼくらぶ

一 代表者の氏名 熊谷 由紀

二 主たる事務所の所在地 登米市迫町佐沼字下田中六十番地一

三 定款に記載された目的

この法人は、『チャレンジ』を合言葉に、福祉サービスを通じ、利用者と共に成長し、支えあいながら、「安全に」「元気で」「楽しく」「生活できるような地域社会を創ることを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十三年九月二日

○宮城県告示第六百七十二号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十三年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定図書類

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	あいのつた 50525・59	(株)芳文社
二	雑誌	特選恋愛ファイル 裏ひと夏の体験 50525・19	(株)芳文社
三	雑誌	サムライイーエルオー 10月号 14171・10	インフォレスト(株)
四	雑誌	金のEX G・T・R VOL. 12 68463・83	(株)大洋図書
五	雑誌	黄金のGT TABOO VOL. 10 63427・60	(株)晋遊舎
六	雑誌	ママは同級生 1 56019・14	(株)秋田書店
七	雑誌	恋愛白書バステル 10月号 19625・10	(株)宙出版
八	雑誌	スイートホーム ハレム 1 44650・34	(株)宙出版
九	雑誌	Exciter 9月号 11957・09	(株)インターナショナル・ラゲジュアリー・

十	雑誌	裏モノJAPAN 10月号 01805・10	メディア 株鉄人社
---	----	---------------------------	--------------

二 指定理由

図書類の内容が、一から九までの図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、十の図書類にあつては著しく性的感情を刺激し、及び著しく自殺若しくは犯罪を誘発するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

○宮城県告示第六百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

平成二十三年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
宮城県立精神医療センタ	名取市手倉田字山無番地	平成二十三年四月一日
公立志津川病院	登米市米山町字桜岡大又三・一	平成二十三年六月一日
多賀城腎・泌尿器クリニッ	多賀城市桜木一・一・二十	平成二十三年六月一日
公立南三陸診療所	本吉郡南三陸町志津川字沼田五十六	平成二十三年四月十五日
歌津八番クリニック	本吉郡南三陸町歌津字柘沢七十七・一	平成二十三年七月一日
ストレスケア・クリニッ	名取市杜せきのした五・十二・一	平成二十三年七月十六日
わくやお歯科	遠田郡涌谷町涌谷字洞ヶ崎五 イオンス バーセンター涌谷店	平成二十三年六月二十七日
お歯科	石巻市流留字七勺一・一 イオンスパー センター石巻東店	平成二十三年六月二十七日
みなと薬局	気仙沼市古町三・二・四十六	平成二十三年七月一日
たんぼば調剤薬局	岩沼市押分字奥山十三	平成二十三年七月一日

サマー薬局りんくう店	名取市杜せきのした五・六・九	平成二十三年七月一日
------------	----------------	------------

○宮城県告示第六百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があつた。

平成二十三年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
宮城県立精神医療センタ	名取市手倉田字山無番地	平成二十三年三月三十一日
公立志津川病院	本吉郡南三陸町志津川字汐見町十五	平成二十三年五月三十一日
宮城県利府済済会病院附属 塩釜診療所	塩釜市新浜町一・十二・三	平成二十三年三月十二日
G I スズキクリニック	名取市田高字原五百九・三	平成二十三年五月三十一日
熊井医院	石巻市中央一・十・二十三	平成二十三年五月三十一日
木島医院	気仙沼市神山六・五	平成二十三年六月三十日
医療法人社団真仁会鎌田 医院	本吉郡南三陸町歌津字伊里前百七十三・一	平成二十三年六月三十日
ささはら総合診療科	本吉郡南三陸町志津川字汐見町二十三	平成二十三年七月四日
みなと薬局	気仙沼市新浜町二・五・二十七	平成二十三年三月十一日
志津川調剤薬局	本吉郡南三陸町志津川字汐見町十八	平成二十三年三月十二日
南三陸スマイル薬局	本吉郡南三陸町志津川字十町百四十二・三	平成二十三年三月三十一日
石巻医薬品センター薬局	石巻市門脇三・十三・四十六	平成二十三年三月三十一日
若菜調剤薬局	石巻市吉野町一・五・二十五	平成二十三年六月十三日

日本調剤石巻薬局

石巻市門脇町三・十一・五

平成二十三年六月二十七日

○宮城県告示第六百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

平成二十三年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

変更前	赤坂病院	石巻市広淵字長山百	平成二十三年七月一日
変更後	医療法人海邦会鹿島記念病院	石巻市登米町寺池桜小路百	平成二十三年四月一日
変更前	登米市立登米診療所	登米市登米町寺池桜小路百三十二	平成二十三年七月一日
変更後	赤坂クリニック	石巻市南中里三・十一・二十九	平成二十三年七月一日
変更前	医療法人海邦会鹿島メンタルクリニック	石巻市門脇町一・十二・六	平成二十三年七月一日
変更後	門脇歯科クリニック	石巻市清水町一・十一・一	平成二十三年六月二十日
変更前	古川調剤薬局	大崎市古川大宮八・九・二十四	平成二十三年七月一日
変更後	大崎調剤薬局	大崎市古川大宮八・九・十四	平成二十三年七月一日
変更前	迫桜調剤薬局	栗原市築館高田二・十八・百三十一	平成二十三年七月一日
変更後	しぶや薬局		

○宮城県告示第六百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨届出があった。

平成二十三年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	おぎはら歯科医院	所在地	巨理郡山元町山寺字西頭無四十三・八十	休止年月日	平成二十三年七月一日
----	----------	-----	--------------------	-------	------------

○宮城県告示第六百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、施術者として次のとおり指定した。

平成二十三年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名（施術所の名称）	渡辺 友嗣 （たかぎ接骨院）	施術所の所在地	宮城県松島町高城字町東二十・一	指定年月日	平成二十三年六月一日
	櫻井 日向 （北四番丁治療院）		仙台市青葉区上杉一・十四・十五 グラ ンスポール内		平成二十三年六月三日
	阿相 直樹 （北船岡整骨院）		柴田郡柴田町北船岡三・五・十四		平成二十三年六月八日
	石井 佑平 （まちの整骨院）		仙台市青葉区川平四・二・十七		平成二十三年六月十五日
	渡邊 涼平 （もみの木整骨院）		名取市飯名坂三・五・十		平成二十三年七月六日
	佐々木 幹子 （ふれあい心のサービス 店）		巨理郡山元町浅生原字下大沢二十六・三 十		平成二十三年七月六日
	今野 毅 （ふれあい心のサービス 名取店）		名取市那智が丘四・一・十五		平成二十三年七月六日

荒川明 (株式会社さくらサービ ス)	仙台市青葉区錦ヶ丘八・二十一・三十二	平成二十三年七月六日
桑原 由紀子 (ふれあい心のサービス 仙台)	仙台市泉区松森明神二十九・二 グリン リーフ泉一〇一号	平成二十三年七月六日

○宮城県告示第六百七十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十三年九月二十日から三十日間宮城県庁(土木部道路課)及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 石巻河北線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
	前	後			
石巻市大瓜字上小塚七番一地从先から 同市大瓜字鐘四九番一地从先まで	A	一〇・〇	四〇〇・〇	上記A及び Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。	
	B	一六・〇	八二八・〇		
	後B	一六・〇	八二八・〇		

○宮城県告示第六百八十号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域

2 名称 石巻西部地区被災市街地復興推進地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百八十一号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域

2 名称 石巻中部地区被災市街地復興推進地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百八十二号

石巻市から石巻広域都市計画決定の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十三年九月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 石巻広域都市計画被災市街地復興推進地域

2 名称 石巻東部地区被災市街地復興推進地域

二 縦覧場所

宮城県庁(土木部都市計画課)

○宮城県告示第六百八十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、真坂土地改良区役員就任について、次のとおり届出があった。

平成二十三年九月二十日

宮城県北部地方振興事務所

所長 吉 田 祐 幸

就任した者

就任年月日	氏名	住所	役職名

平成二十三年九月一日
氏 家 守 男
栗原市一迫北沢一本松北二十四番地
理 事

○宮城県告示第六百八十四号
 江合川沿岸土地改良区の定款変更について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、平成二十三年九月十二日認可した。

なお、この認可があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの認可に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十三年九月二十日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 吉 田 祐 幸

○宮城県告示第六百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、大崎土地改良区が管理する二ツ石頭首工の管理規程を次のとおり平成二十三年九月十二日認可した。

平成二十三年九月二十日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 吉 田 祐 幸

二ツ石頭首工管理規程（概要）

一 管理者

大崎土地改良区二ツ石頭首工管理責任者

二 貯水、放流又は取水に関する事項

1 頭首工地点における常時取水水位は、八七・八〇メートルとし、ゲート操作による頭首工地点の水位は、八八・二四〇メートルを越えて堰上げしてはならない。

2 かんがい期間は毎年四月二十六日から九月五日までとする。

3 頭首工地点からのかんがい用水の最大取水量は次のとおりとする。

四月二十六日から五月十日まで毎秒二・三三一立方メートル

五月十一日から九月五日まで毎秒一・五三四立方メートル

九月六日から翌年四月二十五日まで毎秒〇・五〇〇立方メートル

三 その他管理規程に記載されている事項

1 ゲートの操作、点検及び整備に関する事項

2 緊急事態における措置に関する事項

3 その他施設の管理に關し必要な事項

○宮城県告示第六百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の二第一項の規定により、大崎土地改良区が管理する清水川頭首工の管理規程を次のとおり平成二十三年九月十二日認可した。

平成二十三年九月二十日

宮城県北部地方振興事務所

所 長 吉 田 祐 幸

一 管理者

清水川頭首工管理規程（概要）

大崎土地改良区清水川頭首工管理責任者

二 貯水、放流又は取水に関する事項

1 頭首工地点における常時取水水位は、二〇・四一六メートルとし、ゲート操作による頭首工の水位は、二〇・六九二メートルを越えて堰上げしてはならない。

2 かんがい期間は毎年四月二十六日から九月五日までとする。

3 頭首工地点からのかんがい用水の最大取水量は次のとおりとする。

四月二十六日から五月十日まで毎秒一・七四一立方メートル

五月十一日から九月五日まで毎秒一・一八五立方メートル

九月六日から翌年四月二十五日まで毎秒〇・三九八立方メートル

三 その他管理規程に記載されている事項

1 ゲートの操作、点検及び整備に関する事項

2 緊急事態における措置に関する事項

3 その他施設の管理に關し必要な事項

○宮城県告示第六百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、穴山土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があつた。

平成二十三年九月二十日

宮城県東部地方振興事務所

所 長 戸 村 俊 幸

一 就任した者

就任年月日	氏 名	住 所	役職名

宮城海区漁業調整委員会

平成二十三年九月五日	遠藤 笠根	地 栗原市若柳字下畑岡内谷川三十九番	監事
平成二十三年九月五日	瀬戸 数衛	登米市迫町新田字松原百九十番地一	監事
平成二十三年九月五日	菅原 四郎	栗原市若柳字川南東谷地七十一番地	理事
平成二十三年九月五日	高橋 隆民	二 登米市迫町新田字西坂戸八十九番地	理事
平成二十三年九月五日	伊藤 貞幸	登米市迫町新田字蒲一 番地	理事
平成二十三年九月五日	及川 祐宏	登米市迫町新田字東坂戸二十四番地	理事
平成二十三年九月五日	安部 昭男	栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	理事
平成二十三年九月五日	星 順一	地 登米市迫町新田字西坂戸百七十四番	理事
退任年月日	氏 名	住 所	役職名

二 退任した者

平成二十三年九月六日	遠藤 笠根	地 栗原市若柳字下畑岡内谷川三十九番	監事
平成二十三年九月六日	瀬戸 数衛	登米市迫町新田字松原百九十番地一	監事
平成二十三年九月六日	伊藤 貞幸	登米市迫町新田字蒲一 番地	理事
平成二十三年九月六日	及川 祐宏	登米市迫町新田字東坂戸二十四番地	理事
平成二十三年九月六日	佐藤 好美	栗原市若柳字川南南谷地五番地	理事
平成二十三年九月六日	高橋 孝	二 登米市迫町新田字西坂戸八十九番地	理事
平成二十三年九月六日	安部 昭男	栗原市若柳字下畑岡峯百四十四番地	理事
平成二十三年九月六日	星 順一	地 登米市迫町新田字西坂戸百七十四番	理事

○宮城海区漁業調整委員会公示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十二条第四項の規定により公聴会を開催する。

平成二十三年九月二十日

宮城海区漁業調整委員会

会 長 畠 山 喜 勝

一 公聴会の開催日時及び開催場所並びに関係者の範囲

開催日時	開催場所	関係者の範囲
平成二十三年十月十七日 午後一時から 午後三時まで	石巻市開成一番二十七 宮城県漁業協同組合三階会議室	宮城県漁業協同組合 牡鹿漁業協同組合 利害関係者

二 公聴会において意見を聴こつとする案件

区画漁業権の免許の内容たるべき事項等の事前決定について